

平成25年第12回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成25年12月25日(水)午後3時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

1番 掛川 正治	
3番 須藤 喜一郎	4番 三須 清一
5番 斉藤 隆	6番 染谷 智一郎
7番 新堀 政夫	8番 渡辺 陽一郎
9番 森 正昭	10番 阿曾 敏夫
11番 斉藤 剛広	12番 大野木 奥治
13番 小池 良雄	14番 早川 真
15番 江原 俊光	16番 高田 勝禱
17番 渡邊 光雄	18番 川村 泉治
19番 増田 勝己	

4. 欠席委員

中村 良男

5. 出席事務局職員

局長	海老原 美宣
次長	飯塚 豊
次長補佐	大野 祐信
農地係長	落合 敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について

報告第4号 「平成26年度我孫子市農業施策に関する建議書」の回答
について

報告第5号 農地パトロールの結果について

議長 ただ今から平成 25 年第 12 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

開会を前に皆様にお知らせいたします。

我孫子市議会において新たな農業委員として 3 名の委員が推薦され、12 月 21 日に我孫子市長から任命書が交付されました。

本日まで出席いただいておりますのでご紹介申し上げます。なお、お名前をお呼びいたしますので、各々一言ずつご挨拶をお願いいたします。

それではご紹介いたします。

初めに、掛川正治委員。

(挨拶あり)

続いて、早川真委員。

(挨拶あり)

最後に、江原俊光委員。

(挨拶あり)

ありがとうございます。

お三方には今後ともどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは議事に入る前に出席委員を確認します。

本日は 17 名の委員に出席いただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

16 番 高田勝禧委員

17 番 渡邊光雄委員

よろしくをお願いいたします。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案について説明させていただきます。議案書の目次をご覧くださいと思います。

本日まで審議いただく案件は、議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 議案についてです。議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 3 件となっております。続いて、議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は多く、13 件となっております。次の議案第 3 号は「農用地利用集

積計画（案）の決定について」です。計画件数は新規設定の5件となっております。

以上で、議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

整理番号2と3については関連がございますので、整理番号1と分けて議題としたいと思いますが、皆さんいかがですか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

それでは議案第1号の整理番号1について審議したいと思います。新堀委員の親族が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限があるため、新堀委員には退席をお願いします。

（新堀委員の退席を確認してから）

議長 それでは議案第1号整理番号1を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧いただきたいと思います。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成25年12月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案資料1ページから5ページを併せてご覧いただきたいと思います。整理番号1の譲受人は両親と祖母の4人で農業を営んでおります。申請地は下沼田地先の田2,575m²でございます。申請理由は、農業規模を拡大するため売買により農地を取得するものです。案内図は議案資料の4ページのとおりでございます。

以上でございます。

議長 続いて、高田調査会長より調査会での審議結果の報告をお願いします。

高田調査会長 こんにちは。座らせていただきます。

それでは議案第1号の整理番号1について報告いたします。議案書は1ページで、議案資料は1ページから5ページになります。

議案第1号の整理番号1については、現地調査を行い、審議しました。申請地は浅間前

グラウンドの南西約 200mに位置する田一筆です。自宅から近く、所有農地の隣接地であるため、耕作しやすいので申請するものです。譲受人と家族の営農状況は、耕作面積が約 3.8 ヘクタールで、農業従事者は 4 人です。耕作している農地の中には不耕作地はなく、今後も引き続き耕作を続けていくということでした。

以上を基に審議したところ、農地法第 3 条第 2 項の不許可の項目に該当せず、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えております。

第 2 調査会では全員一致をもって許可妥当との結論に至りました。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、議案第 1 号の整理番号 1 に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 について採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 1 号の整理番号 1 については原案どおり許可することにいたしました。

退席となっていた新堀委員は自席にお戻りください。

(新堀委員が自席に戻ったことを確認)

議長 次は、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の整理番号 2 と 3 を議題といたします。それでは議案第 1 号整理番号 2 と 3 について、事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 議案資料 6 ページから 15 ページまでご覧いただきたいと思います。案内図は 9 ページになっております。

この 2 ヶ所の農地は市街化区域の農地でございます。申請手続きが届出で済む農地転用ではなく、所有権移転のため、農地法第 3 条の許可申請が必要になるものでございます。整理番号 2 と 3 の譲受人と譲渡人は同じ人でございます。いずれも意欲的に農業を営んでおる方でございます。申請地は中里字別当地地先の畑 353m²と中里字北久保作地先の畑 363m²でございます。申請理由は、お互いの農地が隣接していることから、効率よく耕作するため等価交換により所有権を移転するものでございます。案内図は議案資料の 9 ページになっております。

以上でございます。

議長 続いて、高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田調査会長 それでは議案第1号の整理番号2と3について調査結果を報告いたします。

議案第1号の整理番号2と3の譲受人と譲渡人は同じ人で、等価交換により双方とも所有する隣接農地の接道がよくなり、耕作しやすくするための申請です。現地を確認しましたが、いずれも意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思います。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため、第2部会では全員一致をもって許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第1号の整理番号2と3に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号2と3を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号の整理番号2と3については原案どおり許可することにしたしました。

次に、議案第2号を審議したいと思います。整理番号の1と2については同一事業のため同時に審議し、5から13も同一事業であるため一括して審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1と2を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書2ページをご覧くださいと思います。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成25年12月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案第2号の整理番号1と2について説明いたします。議案資料の16ページから21ページをご覧いただきたいと思います。

申請地は新木字東台地先の畑二筆でございます。譲渡人は2名でございます。申請面積は629m²と671m²の合計1,300m²でございます。転用目的は、所有権移転により社会福祉施設グループホームを建設するものでございます。他法令では都市計画法第34条が該当し、申請を確認しています。総事業費は約1億2,000万円で、その内訳の建築費については約9,500万円になっております。預金残高証明及び福祉貸付資金借入申込書を資料として確認しております。

以上でございます。

議長 続いて、高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田調査会長 それでは、議案第2号の整理番号1と2について調査結果を報告いたします。この案件については現地調査及び譲受人・譲渡人の双方から聞き取りを行い、審議いたしました。農地区分は市街化が見込まれる区域の農地であることから第2種農地と判断しました。

申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、申請農地以外の農地では目的を達成することができないとした要件や事業の確実性から、第2調査会では全員一致をもって許可妥当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

掛川委員。

掛川正治委員 事業に口をはさむつもりは全くないんですが、ただこの辺が新木の近隣センターでございますので、市の施設でございますのでこのほうとの協議というのはあったのか、なかったのか。これは全く反対するとか、そういうのじゃなくて、確認だけちょっとお願いします。

議長 事務局、お答えください。

事務局 お答えいたします。農地については協議はしていますという報告はあったんですけども、今、委員がおっしゃったような近隣センター、関係者との話はこちらも聞かなかったですし、おっしゃっていただかなかったという状況でございます。

議長 いいですか。

休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。

そのほか質問ございませんか。

(なし)

質問がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1と2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号1と2については原案どおり許可することにしたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号3を議題といたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページでございます。議案資料は22ページから28ページをお開きいただきたいと思っております。

申請地は布佐下新田字川前地先の田、申請面積は1.4m²でございます。事業概要は、縦2.7m、横1.8mの野立て看板を設置するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 議案第2号の3について、高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田調査会長 それでは議案第2号の3についての調査結果を報告いたします。

転用目的は、コンビニエンスストアの案内をするため、賃借権による看板を設置するものです。農地区分は、農家集落から連担する区域に隣接する農地であることから第2種農地と判断しました。

申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、第2調査会では全員一致をもって許可妥当との結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号の3に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号3を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号3については原案どおり許可することにいたしました。

次は、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号4を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 申請地は中里字南原地先の畑、申請面積は482m²でございます。譲渡人と譲受人は親子関係でございます。譲渡人は市街化区域に土地を所有しておりますが、共同住宅用地として使用しているため、調整区域の農地に農家分家として一般個人住宅を建築しようとするものでございます。他法令では都市計画法第29条が該当し、開発行為の申請をしているところでございます。土地代については親子間の使用貸借により無償となっております。建築費は2,500万円で、預貯金残高証明書を確認しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

議長 続いて、議案第2号の4について高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田調査会長 それでは議案第2号の4について調査結果を報告いたします。

農地区分は、農家集落が連担する区域に隣接する農地であることから第2種農地と判断いたしました。譲渡人と譲受人は親子関係で、調整区域の農地に農家分家として一般個人住宅を建築しようとするものです。他法令では都市計画法第29条が該当し、開発行為の申請をしております。土地代については親子間の使用貸借で無料です。

申請地を確認し、申請内容を基に審議したところ、第2調査会では全員一致をもって許可要件のすべてを満たしていると判断しました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号の4に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号4を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号4については原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号5から13を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 ご説明申し上げます。議案第2号整理番号5から13の譲受人は竜ヶ崎に住所を置く法人でございます。主な業務は土木工事業です。

申請地は新木シタ田地先の田12筆で、面積7,369.95m²です。建設残土約2万2,200m³を搬入し、単純埋め立て方式により盛り土高平均3mとする計画でございます。埋め立て期間は許可後から6ヶ月間を予定しております。土砂の搬出元は習志野市東習志野地先からであり、土砂の安全性については地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されていることを確認しております。転用目的は、農地が周辺より低く、雨水を集めてしまうため、土砂等を利用する農地造成でございます。造成後は畑として利用していくものです。被害防除の関係では、周辺農地への影響がないよう注意を払う計画になっております。資金計画については造成費が650万円で、譲受人が全額賄う計画であり、金融機関発行の残高証明が添付されております。他法令については県の埋め立て条例が該当します。許可申請書の提出を確認してございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

議長 続いて、議案第2号の5から13について高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田調査会長 それでは議案第2号の5から13についての調査結果を報告いたします。

この案件については現地調査及び譲受人・譲渡人の双方から聞き取りを行い、審議いたしました。転用目的は、農地が周辺より低く、雨水を集めてしまうため、土砂等を利用した農地造成です。

次に、周辺農地所有者に埋め立てを行うことを説明したところ、隣接地に支障を来さないように施工してくださいと言われましたので、注意をして施工するとのことでした。

農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上の内容を基に審議したところ、調査会では転用後の農地の原状回復が確実と認められることや周辺農地に影響を与えないことから、全員一致をもって許可妥当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

江原委員。

江原俊光委員 確認なんですけども、46 ページが、これ位置図でしょうか。

議長 事務局、お答えください。

事務局 議案資料 46 ページが案内図ですか、位置図ですかというご質問ですね。これがそうです。

江原俊光委員 そうすると、左右になりますけれども、さっき高さが3 mということで、その周りの畑には、例えば雨が降ったときとかうんぬんでも同じような位置になって、左右とも3 m高いんですか。

議長 事務局。

事務局 今、委員がご覧になっている 46 ページが下になった場合、周りの農地、これはもう第1期、第2期、第3期と埋めてございます。農地造成してありますので低くはございません。さらに、真ん中の太い線のところは水路でございます。この水路は1 mよけて、法をつけて盛ってございますので、これはついているような絵になっていますけども、実際は水路のところから逃げているという状況で、委員のご心配は大丈夫だと思っております。

議長 早川委員。

早川真委員 よろしくお願ひします。

今、江原委員さんからもありましたように、私もちょっとその辺のことで少し確認させていただきたいんですが。もう既に最初の第1期、第2期の工事のほうで盛り土をされているということで、実はその周辺の住民の皆さんからは、あれ、何が始まるんだろうねとかたちで、農地を造成している、素人から見たらそのように見えてしまっているというところで、結構心配する声が私にも寄せられております。それで、このマサケンさんという有限会社ですか、どのような会社か教えていただけますか。

議長 事務局。

事務局 会社の定款から、土木業が中心で、竜ヶ崎で幅広くやられていると。柏市の、よく委員もご承知の豊国さんが何期かやっているんですよ。この埋め立てのところには現場監理者がいないとまずいということで、豊国さんが実際は作業をやるんですけども、申請者をマサケンさんにしているという状況でございます。それで豊国さんと下請契約をしているんですね。一連は豊国さんの事業なんですけれども、監理者という資格のある人を置かなきゃならないということで申請をマサケンさんが行っている。土木が主で、豊国さんと似たような事業でございます。

以上です。

議長 よろしいですか。

早川真委員 今、ここの資料に説明したものであるということで株式会社豊国と書いてあるので豊国さんとマサケンさんの関係というのをちょっとお聞きしたかったんですけども、大体のことは分かりました。両方とも土木工事の会社で転用目的が農地造成ということですが、今後はどのようなかたちで営農されていくのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 この申請の際に農地所有者の方に作付申請書と農地復元誓約書を上げていただいております。これで営農は必ずしますよ、作付けはハウレンソウ、ネギですということを添付書類とさせていただいております。今回の地主さん全員に上げていただいておりますので、またあとでご覧いただければありがたいと思います。

早川真委員 先輩から聞いたところ、もともと田んぼだったところが大変荒れてしまった。けれども今盛り土がされて、今度は畑として営農されていくという計画だということ

で理解しました。それと、先ほどの説明の中で土の検査もされているということですので、そこら辺についても理解いたしました。ですので、この農業委員会としての許可というか権限という内容におきましては問題ないのかもしれないんですけど、ちょっと私、議会選出でございますので状況だけお話しさせていただきたいと思います。

これ直接この委員会にかかわるかどうかは先輩方から教えていただければと思うんですけど、この豊国さんというところが今、建設残土を持ってきて、市内至る所で造成というか盛り土をされているんですよ。本来建設残土というのは向こうから処分費用をいただいて、それで後々処分するはずなんですけども、豊国さんはウィンウィンというんでしょうか、もらい受けるところからただでもらって、処分費用をかけずに造成しています。それが今、市内至るところで起きております。土の検査をされているということですのでこの農業サイドということからするとクエスチョンにはなるんですが、ただ民民で考えると処分費用をもらっているところがお金をかけずに処分しているということで、ちょっと議会でも利益供与ではないのかというような指摘も以前させていただきました。そのような問題をちょっとはらんでいます。今後これが新ビジネスとしていろんなところで立ち上がって同じことをやられるんだったら、ああ、新しいビジネスなのかなと思うんですけど、どうも近隣を見てもこの会社しかやってないようなんですよ。ですので、私たちとしても少し危うさを感じているところです。今日農地パトロールの資料もいただきましたけれども、いずれにしても農業委員会の皆さんとしては盛り土されたところでずっと営農が続くように継続して注目していただければなあと思います。私はここ数年この問題についてちょっと調査していましたもので、議会の状況を発言させていただきました。

以上です。

議長 そのほかご意見、ご質問ございませんか。

(なし)

なければ、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号5から13を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号5から13については原案どおり許可することにいたしました。

次は、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書6ページから9ページをご覧くださいと思います。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。平成25年12月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案第3号は農用地利用集積計画に伴う賃借権の設定で、計画件数は新規設定の5件になります。

初めに、整理番号1と2については同じ会社が記載のとおり借り受けするものでございます。利用権を設定する土地は新木字十二間戸地先の田の他9筆、合計2万2,400m²でございます。賃借権の設定で、賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米90kgでございます。

次に、議案書8ページの新規設定、整理番号3については、資料のとおり同じ地区の方が借受者になってございます。利用権を設定する土地は布佐字北郷地先の田の他一筆、合計4,406m²でございます。賃借権の設定で、賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米120kgでございます。

次の新規設定、整理番号4については資料のとおり柴崎の方が借受者になってございます。利用権を設定する土地は北新田地先の田の他二筆、合計5,882m²でございます。賃借権の設定になります。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米90kgでございます。

次の新規設定、整理番号5については資料のとおり中里の方が借受者でございます。利用権を設定する土地は中峠字上大境地先の田の他一筆、合計9,123m²でございます。賃借権の設定で、賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米90kgでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

議長 引き続いて、議案第3号について高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田調査会長 それでは議案第3号についての調査結果を報告いたします。今回の案件は新規設定が5件でございます。

整理番号1と2の借受者は同じ会社です。記載のとおり借り受けするものです。

整理番号3から5の借受者は各地区の代表的な農業者です。記載のとおり借り受けするものです。

以上の内容を基に審議したところ、調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定すべきものとの結論に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第3号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することにいたしました。

高田調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

(高田調査会長が自席に戻ったことを確認)

議長 以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告させていただきます。

報告第1号から第5号について説明させていただきます。議案書は10ページから15ページになっております。

まず10ページでございます。この報告は市街化区域における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付させていただいたものです。

報告第1号は「農地法第4条に係る転用の届出」で、8件受理しました。転用目的は宅地が6件、駐車場と物置用地がそれぞれ1件ずつとなっております。

報告第2号は「農地法第5条に係る転用の届出」で、4件受理いたしました。転用目的及び転用事由は全件宅地となっております。

報告第3号の「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」は議案書16ページの3件でございます。内容につきましては、平成25年12月2日に諮問し、平成25年12月13日に開催されました千葉県農業会議の結果「許可相当」との回答をいただきましたので、会長専決規程第3条の規定により報告いたします。

続きまして、報告第4号「平成26年度我孫子市農業施策に関する建議書について」は議案書17ページでございます。回答書の写しは別紙のとおり配付させていただいているところでございます。建議6項目について前向きなご回答をいただいております。今後は事業などの進捗状況を委員の皆様とともに事務局も一緒に確認していきたいと考えており

ます。

続きまして、報告第5号「農地パトロールの結果について」は議案書18ページの別紙資料をご覧くださいと思います。こちらの4枚つづりになったものですね。平成24年度に実施しました農地パトロールの耕作放棄地を中心に25年も見させていただきました。状況確認を平成25年8月から10月まで実施させていただきました。委員の皆様のご協力の下、パトロールを実施したところでございます。

この結果、指導が必要な個所について指導通知を来年1月に発送させていただきます。違反転用の是正指導通知及び農地造成後の作付け促進についての通知を同時に行いたいと思っております。

以上で、報告事項を終わりにさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 以上、報告第1号から第5号まで報告させていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 ただ今次長のほうからの報告の中に「許可妥当」という言葉がありましたよね。今まで調査会や何かの報告うんぬんの中には「許可相当」というかたちで発表がありました。妥当と相当、これはどうして変えたのか。今までは許可相当というかたちで調査会長なり、従前は部会長が言われていた。許可妥当と許可相当の定義の違いをひとつ聞かせていただきたいと思います。

議長 文言の違いについての説明、お願いします。

染谷智一郎委員 それは高田さん、発表者が言っちゃ駄目だよ。文言はだれが書いたの。

(複数発言あり)

染谷智一郎委員 事務局が発表した言葉だもんな。

阿曾敏夫委員 だから口述書がね、事務局作成の口述書だから、だから今答えようとしているわけだ。

(複数発言あり)

議長 委員さん方に申し上げます。発言の際は挙手をお願いします。指名されてから発言してください。

事務局 阿曾委員のご質問に対してお答えいたします。

どうしたら皆さんに正確に伝わるか、事務局でいろいろ考えさせていただきました。それで会長にも報告させていただきました。前言っていた部会、今の調査会ですよね。調査会では「相当」までの権限はないだろうという判断をさせていただきました。調査して許可相当と決めるまでには至らないから「適当」とか「妥当」とか、そういう言葉を使わせていただいて、この総会の場で皆さんの挙手で決まった場合は「相当」という言葉を使わせていただこうと。ただ、転用の場合は県の農業会議の意見も聞かなければなりませんから、そこも「許可するものといたしました」ということで、ちょっと一歩下がったような言葉を選ばせていただきました。経緯はそういうところでございます。

阿曾敏夫委員 関連ですがね、許可が妥当と言われちゃうともうあとの余地がないというか、何となくこう型にはまったようなかたちで。従前から「相当」と長く聞き慣れていたのですね。別に大意はないんですが。調査会長とすれば口述書どおりお話ししたんでしょうけど。

議長 ただ今の意見に対してどなたか意見ございますか。

(発言あり) 何となくね、聞き慣れた言葉が妥当じゃなくて相当で何十年かやってきているから、妥当という言葉では。

議長 休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。
ないですか。

議長 意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
以上をもちまして、我孫子市農業委員会第12回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人